

第 18 回御嵩町農業委員会会議録

|             |   |
|-------------|---|
| 1、招集年月日     | 令和 7 年 1 月 7 日  |
| 2、招集場所      | 御嵩町役場 2 階<br>第 1 委員会室   |
| 3、開会        | 午前 9 時 00 分   |
| 4、会議に付された件名 |   |
| 議第 54 号     | 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について  |
| 議第 55 号     | 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について  |
| 議第 56 号     | 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について  |
| 議第 57 号     | 農用地利用集積計画の決定について  |
| 議第 58 号     | 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について   |
| 報第 20 号     | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について   |
| 5、事務局       | 事務局長 渡 辺 一 直<br>事務局次長 伊 藤 博 之<br>書 記 宮 内 一 成  |
| 6、会議録署名者    | 10 番 加納 恒明 委員 11 番 田中 豊雄 委員   |
| 7、欠席委員      |   |
| 会 長         | ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 18 回御嵩町農業委員会を開会します。<br>本日の会議録署名者に、10 番 加納 恒明 委員、11 番 田中 豊雄 委員を指名します。<br>それでは 議題 54 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 |
| 事務局         | 2 ページをご覧ください。議第 54 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、別表のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。<br><br>(議案書 3 ページ朗読)   |
| 会 長         | 別添資料は 1 ページから 8 ページをご覧ください。以上です。<br><br>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>10 番 加納恒明 委員</p> | <p>1号事案について 10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p> <p>10 番 加納です。1号事案の説明をします。<br/> ただいま事務局から朗読された事については、省略いたします。<br/> 資料の1ページから4ページまでをご覧ください。<br/> 申請地の場所は、伏見郵便局より西に約100mの所です。<br/> 申請地は、土地に係る農地法第5条の規定による転用許可を平成〇年〇月〇日付 岐阜県指令可 農林第〇号-〇 をもって許可されましたが、当初事業計画者は高齢の父親と同居する予定でしたが父親の体調が悪化し病気へ入院、その後父親が死亡したため事業を遂行することができなくなり現在に至っております。<br/> 今回計画変更申請者が申請地の南側に宅地分譲地を計画したが進入路の接道幅が足りないことが判明したので、道路として造成するものです。造成後は、御嵩町へ寄付する予定です。<br/> 12月17日事前説明、12月24日現地確認を行いました。<br/> 以上のことから1号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> |
| <p>会 長</p>          | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。<br/> 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>   |
| <p>事務局次長</p>        | <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>   |
| <p>会 長</p>          | <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。<br/> 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について引き続き、10 番 加納 恒明委員 説明願います。</p>  |
| <p>10 番 加納恒明 委員</p> | <p>10 番 加納です。2号事案の説明をします。<br/> ただいま事務局から朗読された事については、省略いたします。<br/> 資料の5ページから8ページまでをご覧ください。<br/> 申請地は伏見郵便局より西に約100mの所です。<br/> 申請地は、土地に係る農地法第5条の規定による転用許可を平成〇年〇月〇日付 岐阜県指令可 農林第〇号-〇 をもって許可されましたが、当初事業計画者は高齢の父親と同居する予定でしたが父親の体調が悪化し病気へ入院、その後父親が死亡したため事業を遂行することができなくなり現在に至っております。<br/> 今回計画変更申請者の事業計画の詳細は、近所に住む息子がトラックの運転手をしており、大型トラックの駐車場(112.12㎡)として利用、自宅の庭が狭いので庭(65.93㎡)を拡張。趣味の家庭</p>   |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>菜園 (92.14 m<sup>2</sup>) 倉庫用地 (23.81 m<sup>2</sup>) として利用したく申請したものです。</p> <p>12月17日事前説明、12月24日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>                                       |
| 会 長       | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>(ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>  |
| 事務局次長     | <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>  |
| 会 長       | <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 議第55号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。事務局より朗読願います。</p>   |
| 事務局       | <p>4ページをご覧ください。議第55号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書5ページ朗読)</p> <p>別添資料は9ページから31ページをご覧ください。以上です。</p>                              |
| 会 長       | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について2番田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>   |
| 2番田中幹三郎委員 | <p>2番 田中です。1号事案の説明をします。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>申請地の場所は、県道83号線、主要地方道多治見白川線に面しています。可児川にかかる御嵩橋の北約150メートルの地点です。バロー御嵩店の南東に当たり、名鉄広見線御嵩口駅より西北西に約800メートルの地点です。〇〇〇〇さんの店舗および駐車場に隣接しており、店舗から見て南西にある田んぼです。</p> |

転用の目的は食肉販売業店舗駐車場用地です。権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。

「譲受人は申請地北側で食肉販売業を営んでおります。休日や繁忙期（年末年始やお盆の期間あるいは5月の大型連休をはじめ、春や秋の気候が穏やかな時期など）には来店者が多いため駐車場が不足し、駐車場に入れない車が道路に車列を作ることもあるため、申請地を購入し駐車場を拡張したいと思っております。一方の譲り渡し人は譲り受け人から譲渡を強く要望されたため、応じることにいたしました。」  
というものです。

事業の操業期間または施設の利用期間は許可日から永年間で、契約の内容は、売買による所有権の移転です。資金調達についての計画は、土地代金600万円、造成にかかる費用400万円合計1,000万円、全額自己資金にてまかさないです。

次に転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について説明します。

現在の状況は申請地の北側は雑種地で当該店舗の駐車場です。東側は用悪水路です。西側は台帳上田ですが、現況は道路（県道敷）です。南側は2筆の宅地となっております。

それらの現状に対し、どのように被害防除を図っていくかについては以下の通りです。

「雨水は申請地北側の駐車場内に既存の側溝を経由して、東側用悪水路へ排水します。また汚水は発生しません。申請地はアスファルト舗装とします。勾配をつけて雨水を北側に流れるように造成します。東側の新設予定のフェンスの施工部分は境界内にL型擁壁を設置し土砂等の流出が無いように施工いたします。その上で、用悪水路敷には雑草繁茂を防止するため張りコンクリートを施工します。また、南側フェンスを敷地境界内に設置します。フェンスは約14メートルの予定です。施工に当たってはくれぐれも周辺農地に影響を及ぼすことのないよう十分留意しますが、万が一周辺農地に被害を及ぼした場合は自己責任において解決いたします。」  
というものです。

現地確認を12月24日に行いました。その現地確認に先立って12月16日に行政書士の〇〇さんから現地にて事前説明を受けました。

申請に当たって必要な書類はすべてそろっていることを確認しました。

以上のことから私は本申請内容に問題は無いと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長

質疑に入ります。質疑ありますか。

|             |  |
|-------------|--|
| 事務局次長       | <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>  |
| 会 長         | <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について13番 中川 洋二 委員 説明願います</p>   |
| 13番 中川洋二 委員 | <p>13番中川です。2号事案について説明します。</p> <p>内容については、12月の総会にて説明させていただいた内容となっております。その中で、保留する際の水利組合の意見書があがってきました。それに対しての〇〇〇からの回答書も出ておりますのでこちらを皆さんで確認をお願いします。</p> <p>(回答書の内容を確認)</p> <p>回答書のとおり処置を講じられるということで皆さんの審議をお願いします。</p> |
| 会 長         | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p>  |
| 事務局次長       | <p>申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅より概ね500メートル以内の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>   |
| 会 長         | <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、1番 水野 宏治 委員 説明願います</p>   |
| 1番 水野宏治 委員  | <p>3号事案について、1番 水野が説明します。事務局が朗読された事については、省略いたします。</p>   |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>当該地は、伏見保育園の南、約 300mの地点です。<br/> 転用の目的権利を設定、又は移転しようとする理由の詳細ですが、用途は造園業のモデルガーデンを造営する予定となっております。<br/> 貸借人は〇〇〇〇・造営業を営んでおります。貸借人は永年〇〇〇〇の従業員として従事していたが、先日先代から事業を引き継ぎ代表に就任した。<br/> 申請地は先代時より宅地化しており、個人事業事務所敷地の一部として使用されてきました。<br/> モデルガーデンを造設する目的で、今回正式に農地法の申請をして申請地を貸借することにした。<br/> 期間は許可日より 20 年です。<br/> 転用により生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要。東側は道、南側・西側は畑、北側は宅地。雨水は自然浸透で処理、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合は申請人の責任にて対応・解決いたします。<br/> 添付書類は、土地利用計画図・貯金通帳写し・隣地承諾書・始末書・誓約書・委任状。<br/> 事前説明は 12 月 18 日に〇〇行政書士より現地にて説明を受けました。現地確認は 12 月 24 日に大口事務所立ち合いにて実施しました。<br/> 以上で説明を終わります。皆さんの審議をお願いします。</p> |
| 会 長        | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>   |
| 鍵谷 道隆 推進委員 | <p>現地確認時に、かなり草が伸びていました。付近の農地へ影響を与えたいと思います。もう一度審議をお願いします。</p>  |
| 会 長        | <p>今の件について事務局お願いします。</p>  |
| 事務局次長      | <p>今のご質問のとおり、現地は草が生えている状態でした。この案件につきまして追認の申請にはなっておりますが、転用目的がはっきりと確認できること、周辺農地に与える影響もかみし、今回の案件は保留として取り扱っていただけるとありがたいです。以上です。</p>   |
| 会 長        | <p>はい、ただいま事務局より説明がありましたように、申請地の適正管理ができていない、周辺農地の被害防除を確認することができない、現地の草刈がされていないということで保留意見がありました。</p>  |
|            | <p>3号事案について、保留という意見がありましたが、いかがでしょうか？</p>  |
|            | <p>(全員異議なし)</p>   |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p>1 番 水野宏治 委員</p> <p>事務局長</p> | <p>異議なしであります。よって3号事案については、保留とします。</p> <p>次に4号事案について、引き続き1番 水野 宏治 委員 説明ですが、3号事案と同様なことから4号事案も保留にしたいと思えます。皆さんよろしかったでしょうか？</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは4号事案も保留とします。</p> <p>保留解除の条件というのは何でしょうか？</p> <p>保留解除の条件としましては、草刈り、現地の適正管理がされている状況が確認でき次第、直近の進達期限に合わせて県の方へ進達しますが、現在議案が保留されているため、水野委員と事務局の方で現地を確認させていただき、直近の農業委員会に間に合う段階で審議を最後していただいた後に進達をしたいと考えていますのでよろしくをお願いします。</p>   |
| <p>会 長</p> <p>10 番 加納恒明 委員</p> | <p>次に5号事案について、10番 加納 恒明 委員 説明願います。</p> <p>10番 加納です。5号事案の説明いたします<br/>事務局が朗読された事については、省略いたします。<br/>資料22ページから24ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見郵便局より西に約80mの所です。</p> <p>転用の目的は自宅敷地拡張です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は申請地の東側に自宅があり、敷地が狭くなってきたので駐車場として拡張する為です。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は165㎡の敷地拡張です。<br/>事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から永年です。<br/>転用する事によって生ずる付近の土地の概要について、北側は赤道、東側は宅地、南側は歩道、西側は不耕作の田になっています。</p> <p>コンクリートブロック壁で施工し、土砂等の流出がないようにする。雨水は自然浸透処理および雨水ますを設置し水路へ排水、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決する。</p> <p>添付書類は、委任状・全部事項証明書・土地利用計画図・誓約書・融資証明書・隣地承諾書・可児土地改良区意見書について確認しました。</p> <p>12月18日事前説明、12月24日現地確認を行いました。<br/>以上のことから5号事案の申請内容については、私は問題がないと思えますが皆さんの審議をお願いします。<br/>以上で説明を終わります。</p> |

|             |  |
|-------------|--|
| 会 長         | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。<br/>         質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>   |
| 事務局次長       | <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です</p>  |
| 会 長         | <p>採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。<br/>         次に6号事案について、引き続き10番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>   |
| 10番 加納恒明 委員 | <p>10番 加納です。6号事案の説明いたします<br/>         事務局が朗読された事については、省略いたします。<br/>         資料25ページから28ページまでをご覧ください。<br/>         申請地の場所は、伏見郵便局より西に約100mの所です。<br/>         転用の目的は、個人住宅の駐車場5台分です。<br/>         権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地の道路を挟んだ東側に住んでおり、道路が狭く駐車場に車を入れるのに困難なのと子供が帰って来る時に駐車場が不足しており困っている為です。<br/>         事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日より永年です。<br/>         転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、東側は道路、北側は畑・赤道、西側・南側は不耕作の田となっています。<br/>         コンクリートブロック壁で施工し土砂等の流出のないようにする。雨水は位置指定道路 側溝に流水、汚水は発生しません。<br/>         万が一問題が生じた場合は申請人において解決する。<br/>         添付書類は、委任状・全部事項証明書・土地利用計画図・誓約書・銀行口座通帳写し・可児土地改良区意見書・代替検討用地書について確認しました。<br/>         12月17日事前説明、12月24日現地確認を行いました。<br/>         以上のことから6号事案の申請内容については、私は問題がないと思いますが、皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。</p> |
| 会 長         | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。<br/>         質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>   |
| 事務局次長       | <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が</p>   |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p>会 長</p> <p>10 番 加納恒明 委員</p> | <p>10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です</p> <p>採決に入ります。6 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、6 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 7 号事案について、引き続き 10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p> <p>10 番 加納です。7 号事案の説明いたします</p> <p>事務局が朗読された事については、省略いたします。資料 29 ページから 31 ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見郵便局より西に約 100m の所です。</p> <p>転用の目的は、特定建築条件売買予定地です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地を取得して造成し宅地分譲として不動産取引を行うためです。</p> <p>転用の目的に係施設の概要は、宅地分譲 4 区画の計画です。</p> <p>事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日より永久です。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、北側は赤道、東側は道路、西側は水路、南側は住宅及び不耕作の田となっております。</p> <p>申請地の周辺境界にはコンクリートブロック壁を施工し土砂等の流出のないようにする。万が一問題が生じた場合は自己責任で解決する。</p> <p>添付書類は、7 名の委任状・全部事項証明書 6 筆分・誓約書・土地利用計画図・現在事項全部証明書・可児土地改良区意見書同意書・宅地建物取引業者免許証・代替検討用地・事業の工程等・土地売買契約書について確認しました。</p> <p>12 月 17 日事前説明、12 月 24 日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 7 号事案の申請内容については、私は問題がないと思いますが、皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>会 長</p>                     | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>  |
| <p>事務局次長</p>                   | <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>  |
| <p>会 長</p>                     | <p>採決に入ります。7 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、7号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第56号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>6ページをご覧ください。議第56号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(議案書7ページ朗読)</p> <p>別添資料は33ページから40ページをご覧ください。以上です。</p>   |
| 事務局         |  |
| 13番 中川洋二 委員 | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、13番 中川 洋二 委員 説明願います。</p> <p>13番中川です。1号事案について説明します。事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料3-1、32～35ページをご覧ください。</p> <p>申請地は顔戸八幡神社より南に50m程の所です。現況は田。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は高齢で町外に住んでおり、当該地域の維持管理が困難で、近隣に迷惑をかけないように耕作できる方に譲りたい。</p> <p>譲受人は申請地近くに住んでおり、以前より申請地にて耕作していることもあり周辺の農地も合わせて耕作すること。</p> <p>譲受人の農地利用状況は耕作面積5,360㎡、農業経験55年。農機具の保有状況はトラクター2台・コンバイン2台・田植え機1台・乾燥機2台・草刈り機1台。</p> <p>添付書類は、申請書・委任状・位置図・現況案内図・登記簿全部事項証明書・勇作図・住民票・誓約書を確認しました。</p> <p>10月24日に行政書士立ち合いで事前説明、同日に籠橋推進委員と現地確認をしました。</p> <p>第1号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願います。</p> |
| 会長          | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、13番 中川 洋二 委員 説明願います。</p>  |
| 籠橋 良平 推進委員  | <p>続いて、籠橋 良平 推進委員 現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p> <p>はい、中地区の籠橋です。</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>1号事案について中川委員と土地の確認をしましたが、現地は適正に管理をしていましたので問題ありませんでした。以上です。</p>   |
| 会 長       | <p>質疑に入ります。質問はありますか。<br/>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>  |
| 事務局次長     | <p>特にありません。</p>   |
| 会 長       | <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。<br/>次に2号事案について、事務局より補足。</p>   |
| 事務局次長     | <p>会長すみません、2号事案の説明に入る前に資料36ページをご覧ください。所有地という欄で自作地は0㎡で、貸付地が1,493㎡という状況の中、新しい農地を取得しようという申請になっていきます。このことにつきまして3条申請は、全部利用用件がありまして、自分が持っているの農地を全部耕作しているという状況で新しい農地を取得するというのが本来であります。この全部利用条件が事務局の方で改めて確認が必要な為、2号事案については保留とさせていただきますののですがよろしいでしょうか。</p> |
| 会 長       | <p>2号事案について事務局の説明の通り保留にしたいと思います。<br/>次に議第57号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>   |
| 事務局       | <p>8ページをご覧ください。議第57号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。<br/>9ページをご覧ください。</p> <p>(9ページ朗読)</p> <p>別添資料は41ページから42ページです。以上です。</p>   |
| 会 長       | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。<br/>番号1及び番号2について日比野 勝伸 推進委員 説明願います</p>   |
| 日比野勝伸推進委員 | <p>上之郷地区担当日比野です。農用地利用集積計画の決定の報告をします。<br/>1号事案2号事案につきまして、先月の17日の日に地区担当の</p>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>奥村委員と一緒に現地を確認してきました。昨年も耕作をされていますし、草刈等もしっかりと管理されております。今年も続いて耕作をしていただけたらと思いますので、この二つの事案については問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>  |
| <p>会 長</p> | <p>質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>〇〇〇〇氏は現在、上之郷地区を中心に約 7.0ha を耕作して主に水稲、大豆の栽培をしています。農作業に従事日数や実績、耕作機械の所有状況についても、トラクター、田植機、コンバイン等営農に必要な農業用機械を所有していることから、〇〇氏が当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。</p>  |
| <p>会 長</p> | <p>1号事案から2号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案から2号事案は可決しました。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p>次に議第58号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p>10ページをご覧ください。議第58号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>11ページをご覧ください。11ページから13ページに記載の当該リストは令和7年1月31日始期で農地中間管理権の設定をする農地です。貸付先につきましては、番号1から5にかけては一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して〇〇〇〇〇〇〇〇へ、番号6は〇〇〇〇〇〇氏へ、番号7から27にかけては〇〇〇〇〇〇〇〇へ貸付となります。</p> <p>別添資料は43ページから45ページをご覧ください。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。はじめに番号1から5にかけては、私自身に関係しますので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をいたします。</p> <p>当該事案の議長について、職務代理の水野宏治委員をお願いします。</p>  |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | (青木会長退席)  |
| 職務代理<br>田中 宣行 推進委員 | <p>それでは番号1から5について審議をいたします。<br/>田中 宣行 推進委員 説明願います</p> <p>御嵩地区担当の田中です。番号1から5について説明します。<br/>申請地は御嵩公民館から北東約100mの所、及び南東100m及び南隣の計5筆になります。12月25日に田中豊雄委員と現地確認を行いました。以前から水稻等の作付けを行っており、適切に管理されていることから問題がないと思います。皆さんの審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p> |
| 職務代理               | <p>質疑に入ります。質問はありますか。<br/>(ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>  |
| 事務局                | <p>〇〇〇〇は、御嵩地区を中心に約21.7haを耕作して主に水稻、大豆の栽培をしています。農作業の従事日数や実績、耕作機械の所有状況から当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。</p>  |
| 職務代理               | <p>採決に入ります。番号1から5について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、番号1号から5については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。<br/>審議終了いたしましたので、青木友誉会長の着席を認め、議長を青木会長に変わります。</p> <p>(青木会長着席)</p>  |
| 会 長                | <p>次に番号6の議案について審議をいたします。田中 宣行 推進委員 説明願います。</p>  |
| 田中 宣行 推進委員         | <p>御嵩地区担当の田中です。番号6番について説明します。<br/>申請地がローソン御嵩バイパス店から北西300mの場所です。12月23日地区担当委員と現地を確認いたしました。以前から水稻等の作付けを行っており、適切に管理されていることから問題がないと思います。皆さんの審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>  |
| 会 長                | <p>質疑に入ります。質問はありますか。<br/>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| 事務局        | <p>当該案件について、土地所有者の〇〇〇〇氏と貸付先の安藤信治氏とは令和6年12月31日まで農用地利用権設定を設定しており、もともと〇〇氏が耕作をしていました。農用地利用権設定が令和6年度末に廃止となることから、中間管理権の設定をしていただくこととなりました。〇〇〇〇氏の耕作機械の所有状況から、当該申請地にて耕作していくことについては、問題ないと事務局としては考えます。以上です。</p>   |
| 会長         | <p>採決に入ります。番号6について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、番号6については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>次に番号7から27までについて審議をいたします。</p> <p>番号7から27にかけては、田中幹三郎委員に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(田中幹三郎委員退席)</p>                |
| 田中 宣行 推進委員 | <p>それでは番号7については田中 宣行 推進委員、番号8から番号27については籠橋 良平推進員説明願います。</p> <p>はじめに番号7について田中 宣行 推進委員 説明願います。</p> <p>引き続き番号7番について説明します。</p> <p>申請地はデイサービスセンターあんしんみたけから北西へ約300mです。12月23日に山本康彦委員と現地を確認しました。以前から水稻等の作付けを行っており、適切に管理されていることから問題がないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。以上です。</p> |
| 会長         | <p>はい、ありがとうございます。次に番号8から番号27について、籠橋 良平 推進委員 説明願います。</p>  |
| 籠橋 良平 推進委員 | <p>中地区担当の籠橋です。番号8から番号27について説明します。資料は43ページから44ページです。</p> <p>地区担当の中川委員と齊藤委員と12月24日現地確認を行いました。どの農地も耕作せれ、適切に管理されていることから問題がないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。以上です。</p>  |
| 会長         | <p>質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p> <p>〇〇〇〇〇は、中地区を中心に約 12.4ha を耕作して主に水稻、大豆の栽培をしています。農作業の従事日数や実績、耕作機械の所有状況から当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。また、番号 23 の土地については、農地所有者より存続期間の終期を令和 12 年 1 月 30 日までの設定で申込があったため、当該土地のみ 5 年間の設定となっています。</p> |
| 会 長   | <p>採決に入ります。番号 7 から 27 について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、番号 7 から 27 までについての事案は適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>審議が終わりましたので、田中幹三郎委員の着席を認めます。</p> <p>(田中幹三郎委員着席)</p>  |
| 事務局   | <p>次に報第 20 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局より報告願います。</p> <p>14 ページをご覧ください。報第 20 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。15 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 15 ページを朗読)</p> <p>以上です。</p>                      |
| 会 長   | <p>事務局より補足説明はありますか。</p>   |
| 事務局次長 | <p>特にありません。</p>   |
| 会 長   | <p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>  |

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

---

10 番

---

11 番

---